

平成29年8月3日（木）
介護保険新任担当者講習会

国保連合会の概要について

千葉県国民健康保険団体連合会

1. 国保連合会について

(1) 目的

国保連合会は、国民健康法に基づき、会員である保険者（市町村等）が共同してその目的を達成するために必要な事業を行うことを目的とする。

千葉県内の3分の2以上の保険者が加入したときは、その他の保険者はすべて会員となる。

(2) 設立

昭和16年8月20日 千葉県国民健康保険組合連合会設立（県知事認可時）
昭和23年10月1日 千葉県国民健康保険団体連合会に改組、改称

(3) 事業

審査支払に関する事業

- ・ 診療報酬等の審査支払業務
- ・ 介護保険給付費等審査支払業務 (平成12年4月)
- ・ 障害自立支援給付費等支払事業 (平成19年10月)
- ・ 地域生活支援事業並びに障害児施設給付費支払事業 (平成20年10月)
- ・ 後期高齢者医療制度及び特定健診・特定保健指導 (平成20年4月)
- ・ 出産時一時金等の医療機関等への直接支払事業 (平成21年10月)
- ・ 高額医療・高額介護合算医療費支給関連事業 (平成21年10月)
- ・ 障害児給付費支払事業 (平成24年4月)
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払業務 (平成27年4月)

2. 介護保険に関する事業について

(1) 国保連合会の介護保険事業関係業務（法第176条～第178条）

介護保険法では、国保連合会の行う業務として以下の3つの業務が規定されています。

- ① 市町村から委託を受けて行う介護給付費等の請求に関する審査及び支払
- ② 指定居宅サービス等の質の向上に関する調査及び指定居宅サービス事業者等に対する必要な指導及び助言
- ③ その他介護保険事業の円滑な運営に資する事業

(2) 介護保険給付費の審査支払

介護保険法に基づき介護給付費等の適正な審査支払事業を実施する。

- ・ 介護給付費等審査委員会（毎月1回）

(3) 苦情処理に関する業務

介護サービス等の質の向上に関する調査並びにサービス事業者等に対する必要な指導及び助言を行うための事業を実施する。

- ① 介護サービス苦情処理委員会 (毎月1回)
- ② 苦情申立人及び苦情対象サービス事業者等への調査 (随時)
- ③ 苦情に関する保険者との連携 (随時)
 - ・情報の共有を図るため巡回相談の実施
 - ・苦情・相談等事例集の作成
 - ・ホームページによる苦情・相談業務の周知

(4) 介護保険事業の円滑な運営に資する事業。

- ① 保険者の経費の節減と事務の省力化を図る共同処理事業
 - ・要介護認定更新支援処理
 - ・償還払給付額管理処理
 - ・介護給付費通知書作成処理
 - ・高額介護サービス費支給処理
 - ・第三者行為求償管理処理
 - ・市町村特別給付等支払処理
 - ・統計事務（月報の作成）処理
- ② 地域包括支援センターに係る介護予防サービス計画作成委託料支払事業の推進
- ③ 伝送システムの推進
電子請求受付システムの導入に伴い、インターネットでの請求が可能であることから、伝送システムの普及促進を図る。
- ④ 介護給付費適正化推進事業の推進
 - ・国保連合会介護給付費適正化システム及びケアプラン分析システムによる適正化対策情報を提供する。
 - ・保険者が行う適正化情報による過誤調整に関する事務処理を支援する。
- ⑤ 介護給付費等審査統計表の作成
- ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業費の支払決定に係る審査支払事務を実施する。

(3) 諸会議等

- ① 介護保険事業幹事会 (年3回)
- ② 保険者
 - ・保険者連絡会議 (随時)
 - ・支部連絡会議 (随時)
 - ・介護保険新任担当者講習会 (年1回)
 - ・介護保険過誤等担当者講習会 (年1回)
 - ・介護給付適正化システム等の活用方法に関する説明会 (随時)
- ③ 新規指定介護サービス事業所等への介護給付費請求に関する説明会 (年5回)

④ 国民健康保険中央会及び関東甲信静地区国保振興協議会が開催する研修会等に職員等の資質の向上を図るために参加する。

ア 国民健康保険中央会関係

- ・介護保険担当課長会議
- ・介護保険システム担当者会議
- ・介護サービス苦情処理事務担当職員合同研修
- ・介護給付費審査委員・審査事務担当者研修

イ 関東甲信静地区国保振興協議会関係

- ・介護保険担当者会議
- ・関東甲信静地区国保振興協議会調査研究第四部会

(4) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療における保険料(税)の特別徴収事務事業市町村と年金保険者間の経由機関としての授受事務を実施する。

(5) 高額医療・高額介護合算療養費計算事務事業

医療費及び介護利用者の自己負担の軽減を目的とした、高額介護合算療養費計算事務を実施する。

3. 介護給付費の請求、審査、支払の概要

(1) 基本的な考え方

介護保険によるサービス提供は現物給付の仕組みが取り入れられ、利用者が1割または2割を負担し、残りを保険給付費で賄います。

サービス事業所及び介護保険施設等は、この残りの保険給付分について市町村から委託を受けた国民健康保険団体連合会に介護給付費の請求を行うこととなります。国保連合会では事業所等からの請求に基づき、上限管理等の審査を行い、事業所等への支払を行います。

(2) 請求受付

介護給付費の請求先は、事業所等が所在する都道府県の国保連合会（千葉県国保連合会）となります。他県の被保険者にサービスを提供した場合でも、事業所等所在地の国保連合会へ請求します。請求が10日までに間に合わなかった場合や返戻等の再提出をする場合は、翌月の1日から10日に請求することができます（これを「月遅れ請求」といいます）。ただし、月遅れ請求ができるのは最長2年間（2年を過ぎると消滅時効となります）

【請求方法】

- ・伝送（ISDN、インターネット）
- ・磁気媒体（CD-R等）
- ・紙

(3) 請求書等の審査

国保連合会では、主に次の①から④の審査を行い、審査結果については請求書等を提出した月の翌月初めに各事業所等に通知します。

① <1次チェック>

給付管理票・介護給付費明細書について項目ごとの形式チェックと、事業所、保険者、公費負担者の各台帳との突合を行います。

② <資格チェック>

受給者台帳との突合によるチェックを行い、受給者資格等の確認を行います。

③ <上限チェック>

居宅サービスの介護給付費請求明細書と給付管理票との突合を行い支給限度額等の確認を行います。

④ <審査委員会による審査>

主に医療サービス（出来高分）の特定診療費・緊急時施設療養費等の審査を行います。

これらの審査により、「返戻」・「保留」・「査定」が決定されます。

(4) 事業所等への支払

事業所等への介護給付費の支払は、請求書等を提出した月の翌月末日に行います。千葉県では、25日に支払を行っています。

(5) 介護給付費の請求から支払までの流れ

① 居宅サービスの基本的な流れ

ア 要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）は、居宅介護支援事業所に居宅介護支援サービスの提供を依頼するとともに、居宅サービス計画作成依頼の旨を市町村に届け出ます。

イ 居宅介護支援事業所は要介護者等の同意をもとに、居宅サービス事業所とサービスの提供についての調整を行い、居宅サービス計画を作成します。また、作成した居宅サービス計画をもとにサービス提供票、サービス利用票を作成し、それぞれ居宅サービス事業所、要介護者等に交付します。

ウ 居宅サービス事業所は、サービス提供票に基づき要介護者等にサービスを提供し、利用者はサービス利用料の自己負担金を居宅サービス事業所に支払います。

エ 居宅サービス事業所は、提供したサービスの介護給付費請求書情報及び介護給付費請求明細書情報（以下、「請求書等」という。）を翌月10日までに国保連合会に提出します。

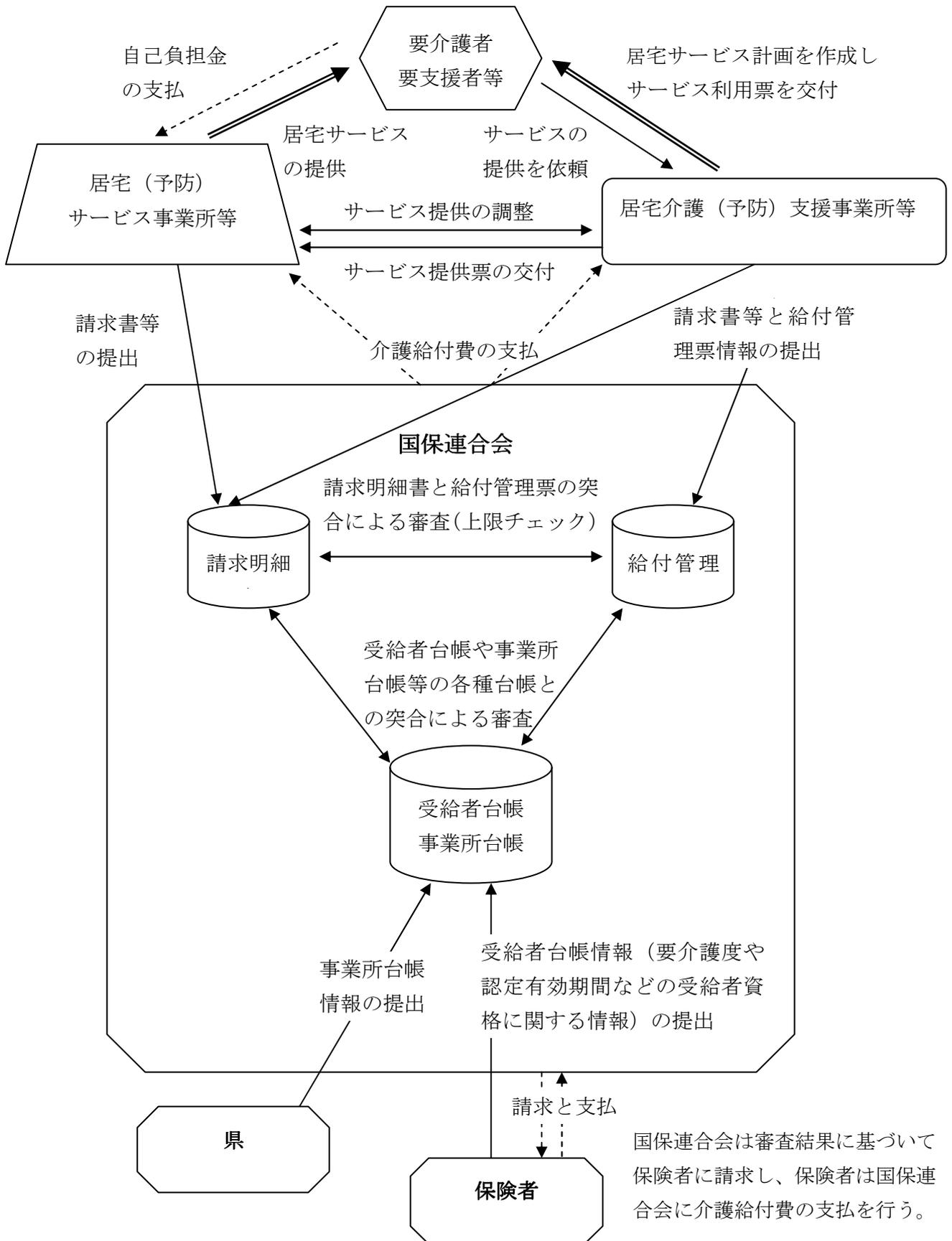
- オ 居宅介護支援事業所は、要介護者等が受けたサービスに基づき（居宅サービス計画に変更があった場合はその内容を反映する）給付管理票情報を作成し、居宅介護サービス計画費等の請求書等とともに、翌月 10 日までに国保連合会に提出します。
- カ 国保連合会は、給付管理票を基に居宅サービス事業所の請求書等と突合し支給限度額等の審査を行います。
- キ 国保連合会は、居宅介護支援事業所及び居宅介護サービス事業所からの請求について審査後、保険者に請求します。
- ク 保険者は、国保連合会に支払を行います。
- ケ 国保連合会は、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所に支払を行います。

② 施設サービスの基本的流れ

- ア 介護保険施設は要介護者等毎に施設サービス計画を作成し、その計画に基づき介護サービスを提供します。
- イ 介護保険施設は提供したサービスの請求書等を翌月 10 日までに国保連合会に提出します。
- ウ 国保連合会は請求書等について審査した後、保険者に請求します。
- エ 保険者は国保連合会に支払を行います。
- オ 国保連合会は介護保険施設に支払を行います。

介護給付費の請求から支払までの概要図

(1) 居宅サービスの請求と審査支払の概要図



(2) 施設サービスの請求と審査支払の概要図

